

区長報告第五号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定に基づき、令和二年度港区国民健康保険事業会計補正予算（第一号）を令和二年四月二十四日次のとおり処分したので、同法同条第三項の規定に基づき報告し、その承認を求めらる。

令和二年五月十二日

港区長 武井雅昭

令和 2 年度

港区国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）

令和2年度港区国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

令和2年度港区の国民健康保険事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ46,754千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,612,315千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年4月24日専決

港 区 長 武 井 雅 昭

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 都支出金		13,485,979	46,754	13,532,733
	1 都補助金	13,485,979	46,754	13,532,733
歳入合計		23,565,561	46,754	23,612,315

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		13,460,487	46,754	13,507,241
	7 傷病手当金	0	46,754	46,754
歳 出 合 計		23,565,561	46,754	23,612,315